

平成 26 年度 事業報告

平成 26 年 4 月 1 日から

平成 27 年 3 月 31 日まで

一般財団法人難病治療研究振興財団

目次

I. 総務に関する事項.....	3
1. 理事会の開催.....	3
2. 評議員会の開催.....	3
3. 賛助会員.....	4
4. 寄付金.....	4
5. 事務局の組織.....	4
II. 事業の実施に関する事項.....	4
1. 調査研究事業.....	4
2. 普及啓発及び講演会開催事業.....	4
3. 研究協力・助成事業.....	4
4. 国際学術交流事業.....	4
5. 広報事業.....	5
III. 附属明細書.....	5

I. 総務に関する事項

1. 理事会の開催

第4回理事会

本理事会は定款第41条及び第42条の規定に基づき会議開催による決議及び報告の省略を行ったため、理事全員の同意書により決議及び報告があったものとみなされた。

決議及び報告があったとみなされた日：平成26年7月19日

決議事項

- (1) 平成25年度事業報告に関する件
- (2) 平成25年度決算報告に関する件
- (3) 平成26年度事業計画及び収支予算に関する件
- (4) 定款の一部変更に関する件
- (5) 理事選任名簿に関する件

第5回理事会

本理事会は定款第41条及び第42条の規定に基づき会議開催による決議及び報告の省略を行ったため、理事全員の同意書により決議及び報告があったものとみなされた。

決議及び報告があったとみなされた日：平成26年11月5日

決議事項

- (1) 理事長、専務理事及び常務理事の選定の件

2. 評議員会の開催

第2回定時評議員会

本評議員会は定款第25条及び第26条の規定に基づき会議開催による決議及び報告の省略を行ったため、評議員全員の同意書により決議及び報告があったものとみなされた。

決議及び報告があったものとみなされた日：平成26年8月19日

決議事項

- (1) 平成25年度決算書の承認の件
- (2) 定款の一部変更に関する件
- (3) 理事の選任の件

報告事項

- (1) 平成25年度事業報告に関する件
- (2) 平成26年度事業計画・収支予算書に関する件

3. 賛助会員

平成 27 年 3 月 31 日現在における賛助会員は 3 法人である。

4. 寄付金

平成 26 年度は 6 法人 2 個人から寄付金を受領した。

5. 事務局の組織

平成 27 年 3 月 31 日現在における事務局の職員数は 2 名である。

II. 事業の実施に関する事項

1. 調査研究事業

- 1) 財団ホームページ上に「HPV ワクチン接種後副反応に関する医療相談窓口」を開設した。
- 2) HPV ワクチン副反応調査研究チームを組織した。
 - ・ チームミーティングを 8 回開催した。
 - ・ デンマーク・コペンハーゲンの Frederiksberg 病院を訪問して、デンマークにおける HPV ワクチン副反応の実態把握を行った。
 - ・ Frederiksberg 病院の Louise Schouborg Brinth 医師を日本に招いて、HPV ワクチン副反応の共同研究に関して協議した。

2. 普及啓発及び講演会開催事業

「HPV ワクチン副反応と ASIA 症候群を考える会」（平成 26 年 4 月 23 日）を後援した。

3. 研究協力・助成事業

- 1) 日本線維筋痛症学会診療ネットワーク教育研修会（平成 26 年 7 月 27 日）の共催を行った。
- 2) 東京医科大学医学総合研究所主催のシンポジウム「ミクログリア活性化の基礎と臨床」（平成 26 年 11 月 19 日）の共催を行った。

4. 国際学術交流事業

2014 年 6 月 5～7 日に開催された「The 2nd Bio Rheumatology International Congress (BRIC)/The 9th Global Arthritis Research Network (GARN) 2014 Meeting Moscow」にロシア以外の研究者 32 名（日本人研究者 9 名）が参加した。

- ・ Moscow State University of Medicine and Dentistry (MSUMD) 主催の「INTERNATIONAL FORUM OF THE UNIVERSITY SCIENCE-2014」の一部として開催された。

- ・ Abstract 集（International Journal of Rheumatic Diseases, Vol.17 Suppl.2）を発行した.

5. 広報事業

財団のホームページを随時更新した.

III. 附属明細書

平成 26 年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」に規定する附属明細書「事業報告書内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません.